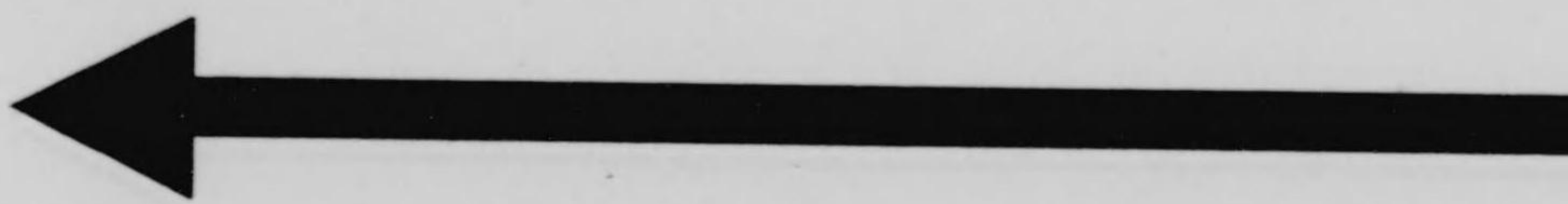


364

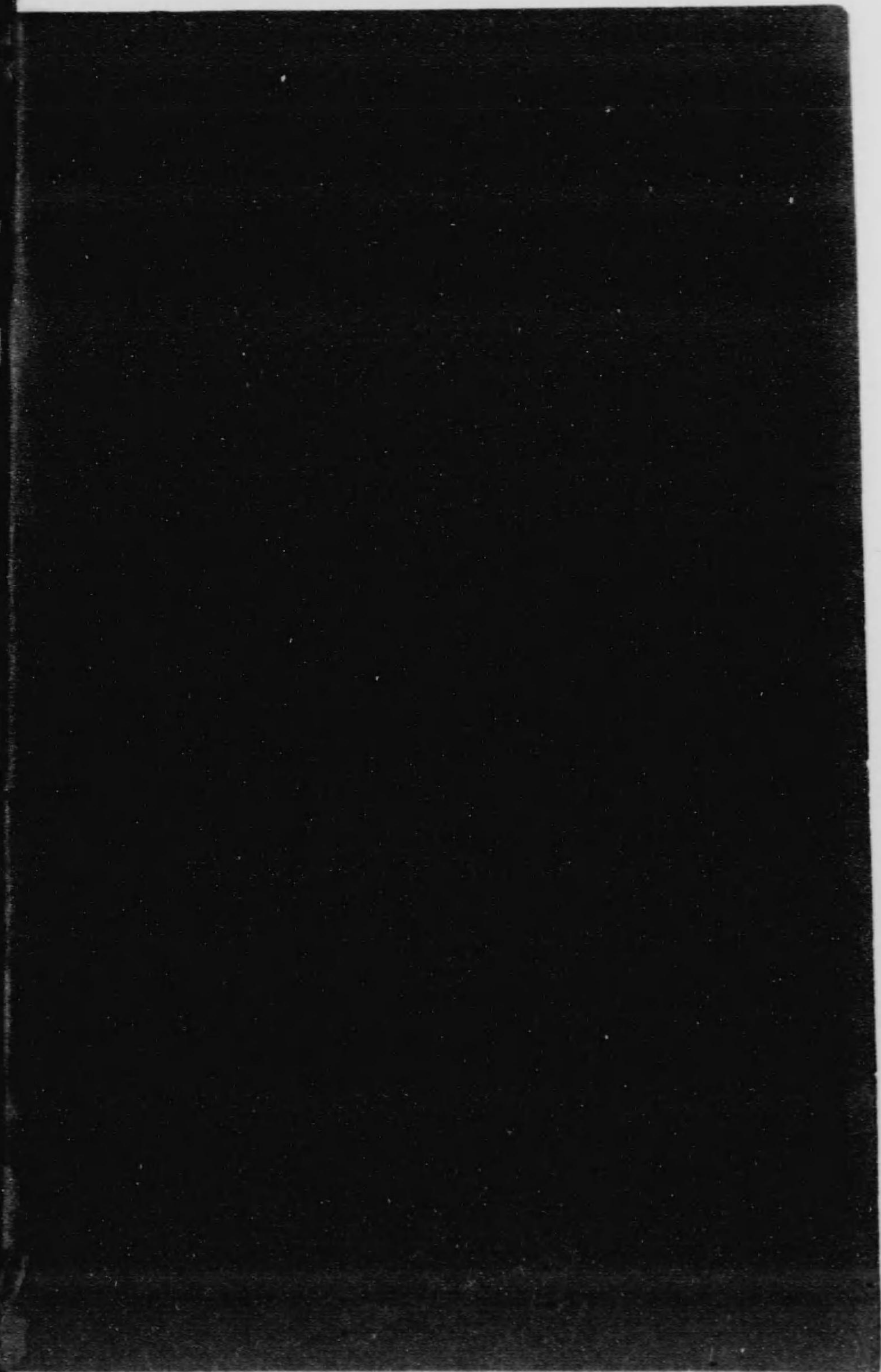
309

0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁸
50^m 1 2 3 4 5

始



諏訪
案内



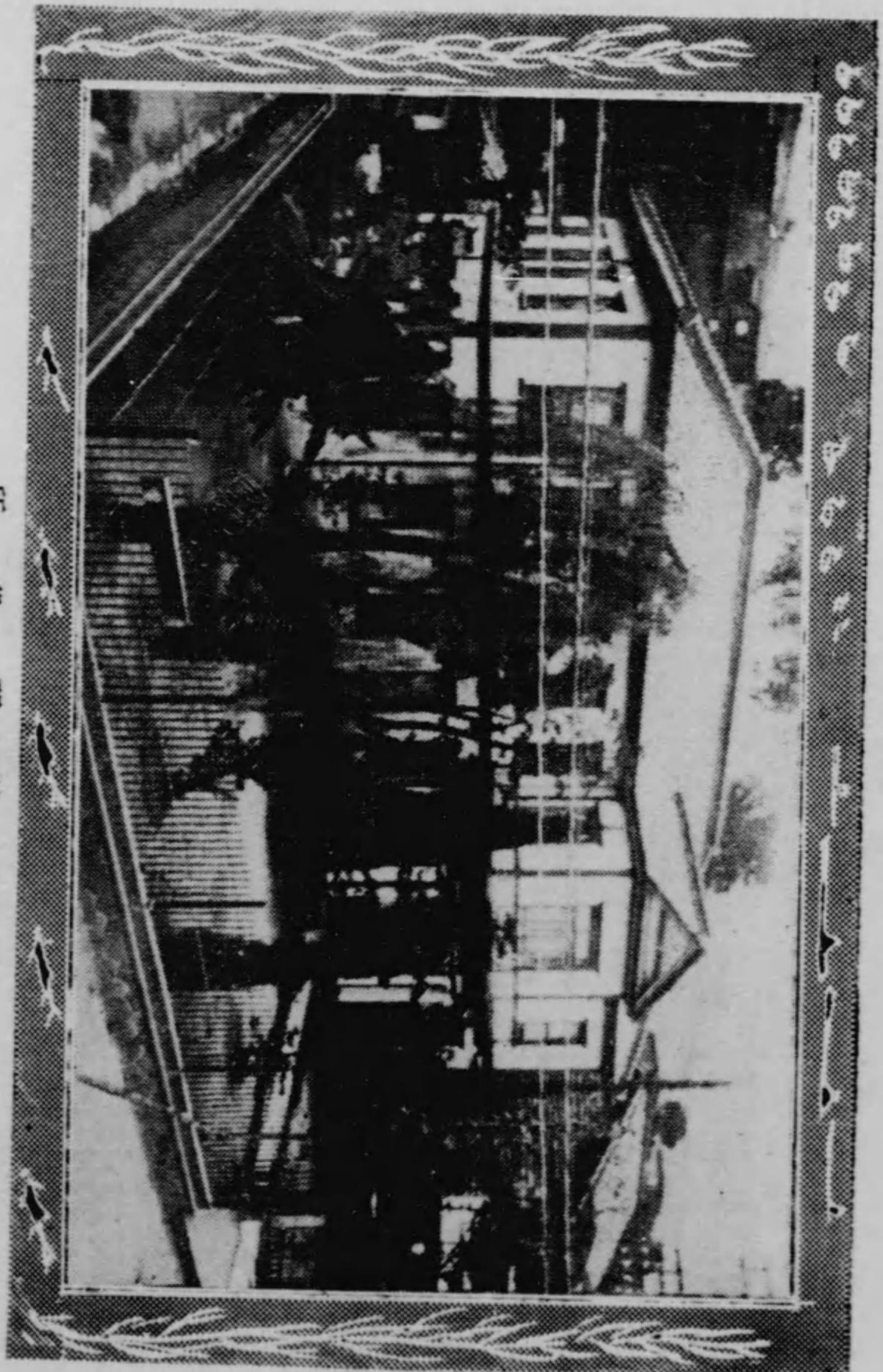
大正六年十月刊行

諏訪案内

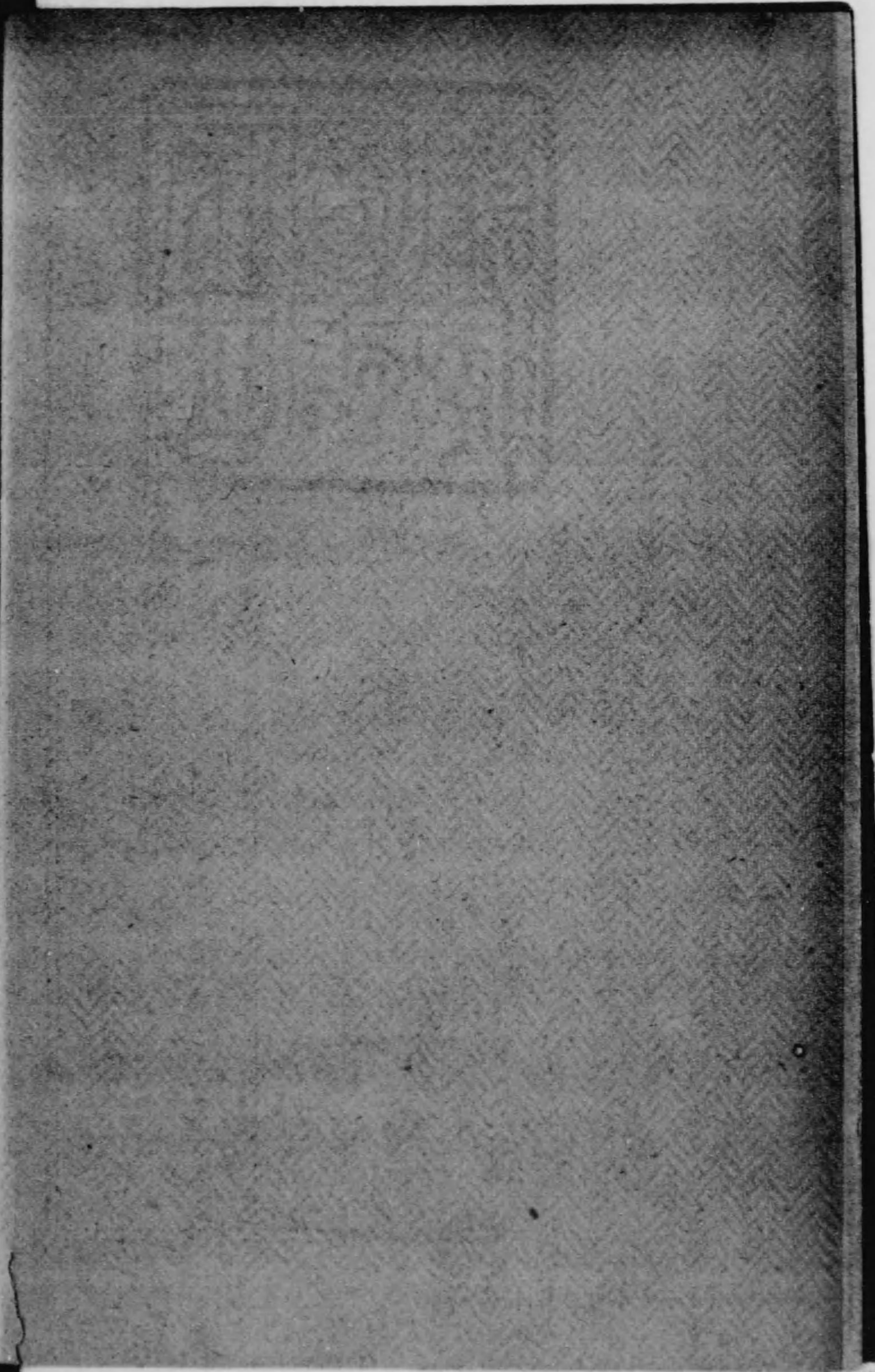
諏訪郡生産物品評會協賛會

大正
6. 10. 24
内交

364-309



所 役 郡 訪 識



言 緒

諏訪郡農會主催生産物品評
會の開設に際し「諏訪案内」
を印刷せり、もとより片々
たる小冊子説く所簡にして
盡さざるは言ふ迄も無く又
匆忙の際に成れるを以て行
文に取材に甚だ調はざるは
深く遺憾とする所なり請ふ
幸ひに之を諒せられよ

目次

位置及面積	一頁
町村區劃及其面積	一
郡の生産物	四
勝地、舊蹟	八
郡の沿革大要	一二
官幣大社諏訪神社	一六
諏訪湖 附 水産經營	一七
諏訪湖十句	二三
産馬業の沿革	二六
製絲業の沿革	三一

(1)

寶

(大五六平八員圖)

川岸村	橋場	三澤、新倉、駒澤、鮎澤、橋原	一、四六
-----	----	----------------	------

口位置及面積

諏訪郡は信濃國の東南に位し四圍山岳重疊北緯三十五度七十五分(落合村)より同二十六度廿二分(平野村)に至り東經百三十七度八十九分(川岸村)より同百三十八度四十分(豊平村)に跨る東は南佐久郡西は上伊那郡南は山梨縣北巨摩郡北は東筑摩郡、小縣郡、北佐久郡に境し其廣袤東西五里南北九里にして面積四十三方里を占む、之を分割して二町廿二ヶ村とす



區劃及其面積

町村名	役場所在地名	町村内部落名	面積
川岸村	橋場	三澤、新倉、駒澤、鮎澤、橋原	一、四六

金澤村	富士見村	落合村	境村	本郷村	原村	泉野村	玉川村	豊平村
金澤	松目原	机	高森	立澤	向平	槻木	神之原	南大鹽
大澤、金澤、大池、木船	御射山神戶、栗生、大平、松目、若宮、木間、花場、 休戸、横吹、芋ノ木、富士見	下葛木、上葛木、烏帽子、神代、平岡、机、先能、瀬澤、 瀬澤新田	小六、高森、池ノ袋、田端、先達、葛窪	立澤、乙事	大久保、柳澤、八ッ手、拂澤、柏木、菖蒲澤、室内、 中新田	大日影、槻木、小屋場、中道	山田、中澤、田道、栗澤、神之原、子之神、北久保、 菊澤、穴山	南大鹽、鹽ノ目、上場澤、上古田、下古田、御作田、 福澤、下菅澤
一、〇〇	二、六〇	八、三〇	八〇	八七	一、八八	二七	八三	二、二六

湖東村	北山村	米澤村	永明村	四賀村	上諏訪町	下諏訪町	長地村	平野村
堀	湯川	北大鹽	塚原	上桑原	南本町	立町	東堀	小口
上菅澤、中村、山口、新井、堀、金山、須栗平、笹原、 白井手	柏原、湯川、芹ヶ澤、糸萱	埴原田、鑄物師屋、北大鹽、鹽澤	上原、横内、塚原、矢ヶ崎	上桑原、神戶、飯嶋、赤沼	大和、下桑原、小和田	樋橋、萩倉、下原、下諏訪、友ノ町、久保、武居、富部、 高木	東山田、中屋、中村、横川、東堀、東町	今井、間下、岡谷、下濱、小尾口、上濱、新屋敷、小口、 小井川、西堀
四二	三、四八	八三	二七	一、一八	一、五五	一、七〇	五、〇五	二、三九

宮川村	中河原	丸山、田澤、仁久保、船久保、坂室、茅野、中河原、安國寺、高部、新井	一、二、四
中洲村	中金子	神宮寺、上金子、中金子、下金子、福島	四七
湖南村	南真志野	田邊、大熊、南真志野、北真志野、後山、板澤、柵平	二、八〇
豊田村	有賀	文出、小川、有賀、上野、視石	五三
湊村	小田井	小坂、花岡	四八

〇郡の生産物

(大正五年の事實に付き調査
但年額四千圓未満のもの省略)

種別	數量	量價	額
米	一二〇、九七〇石	一、五五八、九六〇円	
麥	六六九	七、八五六	
稗	三、四一八	六、八三六	

種別	數量	量價	額
蕎麥	六四一	四、二八七	
大豆	二、二二一	二四、四三一	
小豆	三一二	四、〇五六	
漬菜	六九二、三四〇	一七、八二〇	
蘿蔔	四四八、一五〇	一一、二〇四	
胡椒	一二三、一〇三	九、九八〇	
馬鈴薯	一二七、一六五	七、四二〇	
南瓜	五八、六八〇	五、八六八	
甘藍	五六、六二一	四、六三〇	
茄子	三一、〇三八	四、一六〇	
蠶種	一九一、四一三	四、二八、五八七	
同種	二二九、五七三	三、二一〇、〇五四	
繭	六三、四六四	四七、三五二、〇九一	
生絲	六六六、九七三		

人なるかを詳かにせず、勤王家竹内式部ならんと云ひ、又佐賀藩士某なりとも云ふ、天明年間晦匿して此の地に來り、諏訪氏二の丸騒動に際し奸臣誅伐の内議に加參して殊功あり、平生詩書に晦れて時事を語らず。

宗良親王の居趾 長地村字柴宮(下諏訪停車場より西方半里)に在り、興國年間後醍醐天皇

第三の皇子宗良親王信濃宮と稱し奉りし當時居を此處に定められ、正平十年兵を桔梗ヶ原に出して北朝の小笠原氏と戦ふ、居趾に柴宮八幡宮祠あり、親王の守護神として假に柴垣を結びて奉祀せしものなりと傳ふ。

花岡城趾 岡谷停車場より五町餘諏訪湖の西崖に兀然聳立せる一小邱にして、花岡氏の居城なりしも今は痕跡を止めず、城趾としては言ふに

足らずと雖ども、左崖天龍の清流に臨み、湖を隔て八ヶ嶽の連峯と對し、望湖臺として湖畔第一の稱あり。

小坂の觀音 岡谷停車場より半里強、湖の西南岸湊村地域に在り、老杉鬱として天に參する小邱孤聳して湖に臨み、樹間より朝暾夕靄の湖色を展望する景趣言ふ可からず。

多留姫 茅野停車場より約一里半玉川村字中澤に在り、柳川の奔流瀑布とありて直下數丈、怪巖碧潭に臨み、危棧乱石に架り、巖頭に老藤數株あり、花期筈を曳くもの尠からず。

御射山 八ヶ嶽の裾野穗屋野に御射山社を祀る、傳へ云ふ、建御名方富命御狩の趾なりと、毎年八月廿四日青萱、薄、尾花等にて假殿を作り騎馬にて奉幣を行ふ、相撲あり、競馬あり、古歌に散見せる穗屋祭是

れなり。

信濃なるほやの薄もうちなびき御狩の野邊をわくるもろ人
雪散るやほやの芒の刈残し

宗良親王
芭蕉

○諏訪八勝

衣ヶ崎、小坂、花岡、御射山
文出、手長山、菅荒野、守屋岳

○諏訪七不思議

天滴井、蛙狩、筒粥、耳裂鹿
御作田、葛井落葉、氷湖神幸

□諏訪郡の沿革大要

古者諏訪國を置れし時は其境域頗る大にして國を成すに足りしならん信

濃に合併されたる後にも現時に比して大なりしは疑ふ可からず但其境
界の變遷明確ならずと雖ども稍證とすべきものを擧て其梗概を言はん續
日本紀養老五年六月辛丑信濃國を割きて始めて諏訪國を置く天平三年三
月乙卯諏訪國を廢して信濃に合すとあり其頃は今の甲斐國北巨摩郡の北
部(諏訪)上下伊那、小縣、南佐久及東筑摩の幾部を抱有せしならん(諏訪)
和名鈔諏訪郡の郷名に土武、佐補、美和、桑原、神戸、山鹿、豆良の七
郷あり其内佐補、美和、豆良の三郷は後に伊那に入り(現今上伊那北部
の地四郷のみ残る即ち現今の諏訪郡域なり。
又明神繪詞大祝爲仲上洛の記事に郡の境大田切といふ事あり今上伊那
郡に屬す又同書有員田村鷹に隨ひ東征し凱旋の際諏訪の界大トマリに至
るといふ事あり今大止とかきてオトメといふ小諸の近傍にあり(諏訪)以

て當時諏訪郡の頗る大なりしを見るへし。

古事記によれば

建御名方神、建御雷神これを追ふて科野國洲羽の海に至り之に追ひ及ぶかし、我を殺す勿れこの地を除きては他所に行かず

とあるは素と神話なれば俄に信す可からずと雖ども諏訪の地が早くより開けて信濃の開化は諏訪より始まれる事實は斯かる舊記の存するのみならず諏訪湖畔の遺跡に徴し信濃の各地に諏訪明神を祀れるに考へて稍信するに足る。

天文の頃立場川無釜川を以て甲斐と境したりしを葛木迄諏訪郡に編入せりと云ふ(註)頼茂郡の境瀬澤に陣することあり蓋是より先き立場川以南も諏訪郡なりしが武田氏の爲めに侵畧せられ甲斐に入りしを信立頼茂

との和によりて葛木迄を諏訪に復したるものあるべし。

前記七郷の内諏訪郡の四郷は

土武 伴の義なり今の下筋地方

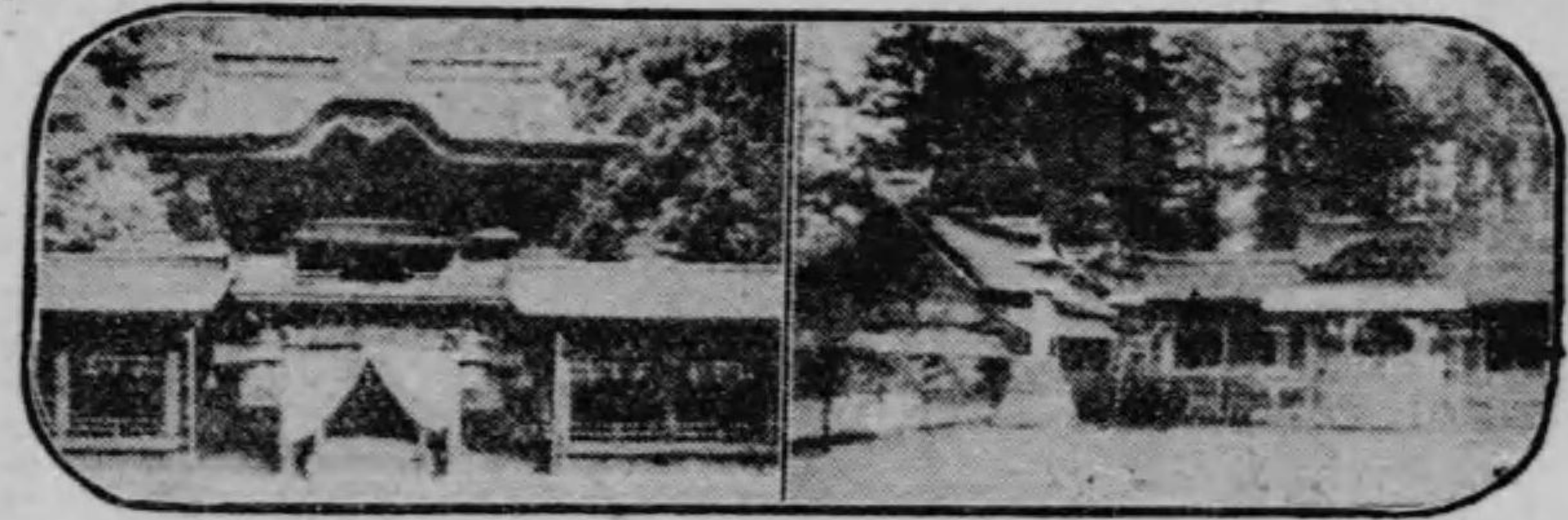
桑原 今の上諏訪四賀地方

山鹿 今の北山浦地方

神戸 後に混してこうごと呼ぶかんべは神領の義今の南山浦より宮川、中洲邊なる

べしこうごは正しくは郡家と書く、郡役所々在地の義今の四賀村字神戸即ち其地點なり

明治三年藩主版籍を奉還し更めて高島藩を置かる同四年七月藩を廢し高島縣を置く同年高島縣を廢し筑摩縣管轄となる同九年筑摩縣廢せられて長野縣の管轄に屬す。



〔社下〕社神訪諏

〔社上〕社神訪諏

□官幣大社諏訪神社

本社は維新の始め國幣中社に列せられ明治二十九年四月更に官幣中社に進み大正五年十二月官幣大社に昇り本縣唯一の大社にして（信州一の宮の稱あり）上社は中洲村字神宮寺に在り下社との距離約三里餘にして上諏訪停車場を距る約二里茅野停車場を距る約一里餘なり祭神は建御名方富命にして此地は實に命の剋業地たり社殿の規模宏大なる境内の幽邃なる神威自ら人に迫る古來坂上田村麿、武田信玄等武將の崇敬厚く一に日本第一大軍神と稱す、年々四月十五

位置

湖の中心點

北緯三十六度二分四十秒
東經百三十八度五分五十秒

□諏訪湖

付、水産經營

日の例祭を始め年中行事の嚴かなる殊に七年一回の御柱祭は其盛名遠近に聞ゆ、又前宮は本宮を距る南方十八丁宮川村字小町屋にありて祭神は八坂刀賣命なり。下社は下諏訪町に在りて祭神は八坂刀賣命を主神に建御名方富命を合祀し春宮（下諏訪停車場を距る約八丁）秋宮（同五丁）の二社に分れ上社と同しく社殿壯麗なり二月一日の遷座祭と八月一日の例祭には神靈を兩社に更替遷座するの舊慣ありて兩社の間其遷座の盛觀なる地方稀に見る所と稱す。



湖 訪 諏

面 積

湖 面 の 高 度 七 百 五 十 九 米 三 (二 千 五 百 六 尺)

湖 岸 線 の 長 さ 一 萬 八 千 百 八 十 二 米

(四 里 廿 二 丁 四 十 間)

湖 面 の 廣 さ 十 四 方 浬 五 二 九

(〇、九 四 二 方 里 即 約 一 方 里)

本 邦 の 湖 沼 に 對 する 面 積 順 位 二 十 七 位 乃 り

湖 面 の 長 軸 (湯 の 脇 量 水 標 の 南 約 百 七 十 八 米 の 湖 岸)

五 千 三 百 米 (一 里 二 十 丁 五 十 五 間)

湖 面 の 平 均 幅 二 千 六 百 十 八 米 (三 十 三 丁 五 十 九 間 五 尺)

深 度

最 大 深 度 七 米 一 二 五 (二 十 三 尺 五 寸)

最 深 點 の 位 置 湖 の 中 央 部

平 均 深 度 四 米 六 一 四 (十 五 尺 二 寸)

湖 盆 の 平 均 傾 度 〇 度 二 十 分

湖 水 の 容 積 零 立 方 浬 〇 六 四 九 (二 立 方 千 尺 三 二 九 九)

成 因 及 變 遷

本 湖 の 東 方 に 位 ず る 八 ヶ 嶽 の 爲 め 其 東 南 を 堰 塞 せ ら れ て 生 じ た る も の 乃 り 其 生 成 當 時 に 於 て は 西 北 よ り 東 南 に 著 し く 擴 大 せ ら れ 其 面 積 の 如 き も 正 に 數 方 里 を 有 す る 大 湖 乃 り し が 四 方 よ り 搬 入 せ ら る 沖 積 物 の 湖 を 縮 少 す る 勢 力 割 合 に 大 に して 且 つ 排 水 口 の 侵 蝕 低 下 及 び 幾 分 の 人 工 開 鑿 の 加 へ ら る 々 有 り て 今 や 遂 に 其 四 周 に 當 つ て 河 成 及 び 湖 成 の 平 地 を 殘 して 其 一 部 に 餘 喘 を 保 て る も の 乃 り。

諏訪湖は一名鷺湖と云ふ、沿岸二町九個村に亘りて本縣第一の大湖あり、富士見分水嶺、八ヶ嶽の裾野、鷺ヶ峯、鉢伏山などより出づる溪流、皆此湖に注ぎ溢れて西方山嶽の間を破り、茲に東海の大河天龍川の源をなす、其水源地古來螢火を以て名あり、天龍川に架したる橋梁に觀螢橋の名ある宜なりと謂ふ可し。

湖の三方翠巒屏風の如く、東方の一角開けて遙に富士の山影を水面に倒映して、僧空海が『諏訪の海衣が崎に來て見れば富士の上漕ぐ海士の釣舟』の吟詠となる山容湖光四時佳ならざるなく、就中夏季の舟遊釣魚に適し冬季は湖面結氷して厚二尺餘に及び嚴冬に入りて氷上に一大龜裂を生ず之を神の御渡りと稱して人馬これより其上を往來す、近年氷滑場を開き一月より二月に亘り内外人の來遊する者頗る多く又湖

畔に於ける灌漑用の風車亦一趣の風致を存し諏訪湖の名益々著はる。湖中に棲息する魚介類は

- 鯉、鮒、鯰、鰻、鰕、泥鰌、鮠、鮓、鮠、赤魚、白孝魚、鱒、蜆、田螺、蚌、公魚、鯉及雜魚の類

魚族中最も多く繁殖するは鯉、鮒、鰻、並に公魚にして小鰈、蜆の如き亦繁殖漁利多し、前記魚族の内鯉は近江琵琶湖より公魚は常陸の霞ヶ浦より近年移植したるものなり。

小鰈は寛政の頃郡内上諏訪町宮坂伊三郎なるもの甲斐國富士川及駿河國某沼より持來りて放ち蜆は宮坂伊三郎の孫恒由天保十年甲斐國荊澤川より種貝一石五斗を移植し同十二年四俵を移し漸次繁殖して蜆の如き今や大に漁獲を見るに至れり明治十三年 明治天皇御巡幸の際伊

水産經營

諏訪の神の狐と現し初氷
日かどやく諏訪の氷の解けろむる

子規
同

諏訪湖は周圍に町家及村落を有し魚餌の豊富にして魚族の繁殖に適する他に多く其例を見ざる處ありと云ふ去れば之れが水産經營にして其宜しきを得んか郡の富源を開拓し産業の開発を助成するや蓋し甚大なるへし。

郡は大正元年度郡費七百圓を投じて鰻、鯉の放養をなし爾來繼續大正五年に及べり。

別に漁業者を勸説して明治四十五年漁業法に依る組合を組織せしめ魚族の保護繁殖上必要なる共同の施設を目的として活動を促しつゝあり

組合亦郡の方針を体して節制を重んじ相戒めて目的の遂行に努め大正五年には多年翹望したりし専用漁業權を得更に又縣稅獨立漁業稅の免除を受くるに及び組合員は大に發奮して官の獎勵的恩典を空ふせざらんとし大正六年度は事業を擴張して水産經營の發達を期圖するの機運に向へり郡は將來漁業組合の發展によりて初めて郡是の方針に一致すべきを認め之れを善導し助成するは公益増進上緊切の事とし大正六年度に於ては同組合に對し金六百圓の補助を與へ獎勵に努めつゝあり最近に於ける漁獲物の狀況を擧ぐれば左の如し。

年次	鯉		鰻		鯰		蝦		蜆		鮪		其他魚類	其他介類	合計額
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額			
大正元年	五、七〇〇	七、九八八	一、五九〇	五、二四七	二〇五	四〇〇	二、七五〇	一、三八五〇	二五、四三八	八、二二三	九、八五〇	六、八九五	一、六二六	四	八、八七〇

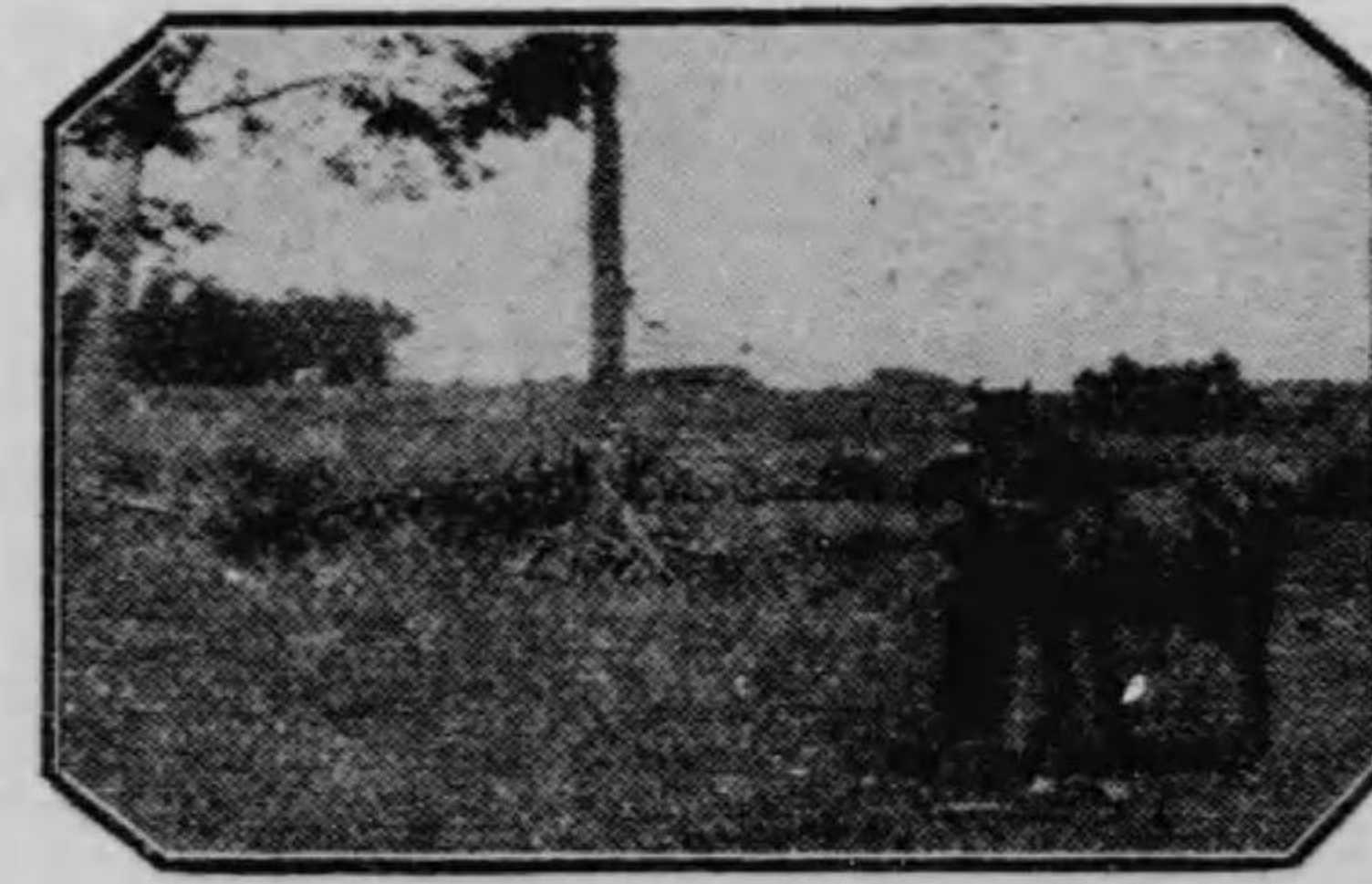
大正二年	六〇五八	八、九八一	一、七〇九	六、七〇〇	三九八	一、〇九五	二、九五〇	一、五七二	二、四七六	八、三六五	一〇、七八三	二、一〇七	六、九〇〇
大正三年	一〇、〇八三	一一、三六九	一、九六六	七、六八六	二、三〇四	四、九六六	三、〇八三	一、四五四	三、四六一	九、八八一	八、〇七〇	五、四三〇	一、八三七
大正四年	一〇、五九〇	一一、二四九	二、七九三	八、七五〇	二、二七	四、六五	三、四一〇	一、六七五	六、三二五	一三、八一〇	—	—	二、六〇三
大正五年	一五、三一九	一八、三〇三	三、五七五	一一、五四九	二、七二	五、三四	三、二四六	一、六一三	七、四三〇	一六、二八三	—	—	三、八二六

備考 湖中魚介類の全部に亘り其數量、價額を知らんとするも統計表の區分が本表の如く分たれ特に調査したるものなきを以て特記の魚介以外は其他の部に合算し其區分の詳らかならざるを遺憾とす鮪は大正四年以降其他の部に編入す是れ亦統計の區分によりて止むを得ざるものなり

□産馬業の沿革

本郡の産馬事業は古昔鹽原(今の米澤)の牧及岡谷(今の平野)の牧等ありて良馬を産出したりと云ふも今は其形跡を止めず從來の傳説に依れば本郡の産馬は其昔相州箱根其他の峻嶺を往復せしむるの駄馬に適し優に他地方

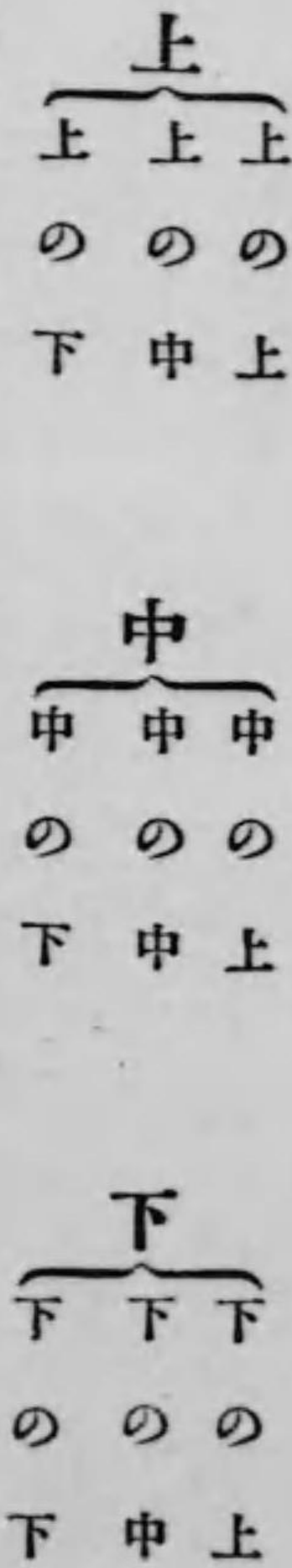
の産馬を凌駕せしと云ふ然るに漸年斯業は萎微振はざるに至り維新の當時にありては僅に郡下原、本郷、境、落合、富士見五ヶ村の一部に其形跡を遺せり而して其當時に於ける繁殖用種牡馬に



供用するものは概ね不具馬若くは病氣(クツネぞ稱)に罹りし馬匹の年齢六歳以上十二歳以下のものにして使役に堪へざるものを充用するの慣例なりし爲にや割合に良馬の産出を見ること能はざりき舊藩主諏訪氏深く之を憂ひ屢南部産の良馬を購求し之を種馬として付與し當業者を奨励したるを以

て稍斯業の改善を圖るを得たりと云ふ。而して其仔馬の賣買方法は春秋二期の彼岸に於て其年産出の當歳馬匹を

賣買するを習慣とし毎年其期節には舊藩廳より吏員二名を派し産馬を検査し優良あるものは乗用に備へんが爲め領毛を煎切して三年間其賣買を禁制し三年を経過したるときは隨意賣却を許すこととせり。而して其檢定方法左の如し。



以上檢定方法に依り其等位を定め上の中以下の産馬と雖も檢定済のものに對しては悉く其領毛の幾分を煎刈し之を證するを例とし之を名付けて毛付けと稱せり而して賣買禁制馬匹にして期間内に斃死したるものあるときは其耳と尾とを切り取り之を斃死の證として藩主へ届出さしめしが後廢藩と共に其慣例を一新するに至れり而して其當時に於ける本郡の

産馬事業は實に微々たるものにして成績の見るべきものもなかりしが社會の進化と共に一般の事業も亦長足の進歩を告げ殊に明治十一年の頃より物價頓に上騰し馬匹の價格亦之れに伴ふて仔馬一頭平均拾參四圓を告ぐるに至りたるより産地の住民は競ふて斯業を經營するに至り産額も相當増加したりしが其間に奸商現出要策を敢てし以て當業者に不利を興へたるも又明治十六年以後に於ける物價の暴落とに起因して利害相償はざるの結果再び斯業の衰退を見るに至りたり。此時に當りて恰も本縣にては産牛馬組合規則を發布せられ一面郡衙及當業先進者の指導獎勵に因りて稍斯業の面目を恢復するを得明治十九年より當業者の共有として技術員の撰擇による種牡馬(雜種)を購入爾來其改良に努め成績の見るべきものあり進んで明治二十年より諏訪郡産馬組合

を組織し斯業の進歩改善に資すると本縣種馬所よりは年々種牡馬の貸下を受くるの便宜を得たるに依り益斯業の發達を見るに至り明治三十九年度よりは郡費を以て當業者に對し産駒の補助金を與へ仔馬の産出を奨励し大正五年度に至る之を繼續し更に大正六年度よりは之れを更め種付補助として奨励を續行しつゝあり今郡費補助以來産駒の成績を擧ぐれば左の如し。

年次	産駒數	年次	産駒數
明治卅九年	四九頭	大正元年	一六三頭
明治四十年	一〇〇頭	大正二年	一〇九頭
明治四十一年	一〇〇頭	大正三年	一七五頭
明治四十二年	二〇七頭	大正四年	一七七頭
明治四十三年	一三七頭	大正五年	一八七頭
明治四十四年	一七二頭		

□製糸業の沿革

近時隆々として發展し駸々として長足の進歩をなせる我諏訪郡の製糸業



は如何なる動機によれるか將た如何なる素因の存するあるか其由つて來たる徑路を尋ぬるに寛政の初年『ノボセ』と稱して(手引糸を製し上方へ販賣す)始めて手引提糸を製し之れを西京西陣及濃州岐阜に販出せしを以て嚆矢とす降て安政六年九月に至り平野村林善左衛門なる者始て横濱へ輸出し海外の販

路を開きたり其糸は鐵砲造にて百斤に付『ドル』幾個『天保』幾個と云ふ賣却方なりしと云ふ如斯始めて海外の販路を得たるより同村林源次郎、清水久左衛門等上州伊勢崎より座繰器械を持來り大に郡内に行はれたり明

治六年東京の豪商小野善助なる者見る處ありて上諏訪村深山田(地藏寺附近)に百人繰の製糸器械を建設し伊國の製法を模倣し生糸を製造せり是を本郡器械製糸の創始とす尋て郡内各所に器械製糸の業を開始する者漸次増加し同八年平野村武井代次郎等一社を團結し中山社(後平野社と稱し明治廿九年又振工社と改稱す)と稱し上州富岡の工場を摸して製糸器械を設置す同九年下諏訪村に白鶴社上諏訪村に鷺湖社同十年宮川村に山本社(後公信社)平野村に開明社(川岸村太郎、平野村尾澤金、左衛門、林倉太郎等)皇運社(今、矢嶋社)等興り翌十一年白鶴社々員増澤市郎兵衛、三井仁兵衛等相謀り舊勸農局に請ふて技術員中野健次郎外工女二名を傭聘し以て製品の改良を圖れり又開明社々員片倉兼太郎、尾澤金左衛門等によりて改良陶器鍋(舊來使用の鍋は管を銅にて製造せしを改良鍋は管を廢し陶器のみにて製造せり)の効用發見せられ之れに依りて製絲をして天然の美質を損せしめず純良光澤ある佳品を製造する事を得たるのみならず著しく絲量を増加するを以て各當業者擧て之れを使用し延て全國に普及するに至れり明治十四年繰絲揚返し(ひつ)の必要を感じ白鶴社に於て再び技術員中野健次郎を聘し揚返し場(まを)を設け精密の審査を爲し製絲の精粗を均一ならしめしより各社亦之れに倣ひ努めて品位の改良を圖り勢價頓に騰り需用益々増加し今日あるの基礎を致せり。

當時の繰絲釜數は一千三百六十餘にして生絲產額六千六百餘貫を算し佛國向七分米國向三分を製出したるも明治十六年頃より過半米國向に變したり。

明治三十五年重要物産同業組合法により諏訪郡一圓を區域とし諏訪生絲同業組合を組織し片倉兼太郎組長たり其後同人功成り名遂けて引退する

全國器械生絲產額

大正四年

總產額 三億七千六百八十二萬二千六百九十九貫
概價 壹億七千六百八十二萬二千六百九十九圓



や尾澤琢郎其後を襲ふて組長となり現今に至る現組合員數二百三十五名絲線釜數三万六千七百九十四個一個年の生絲產額六十八万四千九百十三貫を算し原料繭は之れを全國に仰ぎ猶進んで支那繭をも輸入し縣下他郡市又は他府縣に工場を新設し線絲を爲す者漸く加はり本郡製絲家の手によりて全國製絲高の約三分の一を産出するの盛況を呈するに至り。

今産額其他を數字によりて示せば左の如し。

器械製絲工場表

大正六年五月現在

工場數	釜數	工女數	工男數	使原用料高繭	生絲生產高
二五三	三六、七九四	三九、〇八五	三、七八七	七三四、七七二 <small>石</small>	六八四、九一三

縣外に於て經營する製絲工場

工場數	釜數	工女數	工男數	使原用料高繭	生絲生產高
五三	二三、〇二〇	二四、三五五	二、一五八	四三八、二三三 <small>石</small>	四二五、二六八

備考 縣外は

埼玉縣	福嶋縣	高知縣	巖手縣	栃木縣	山形縣	佐賀縣	群馬縣	東京府	大分縣	宮城縣	愛知縣
一	二	五	一	三	一	一	三	一	三	一	四

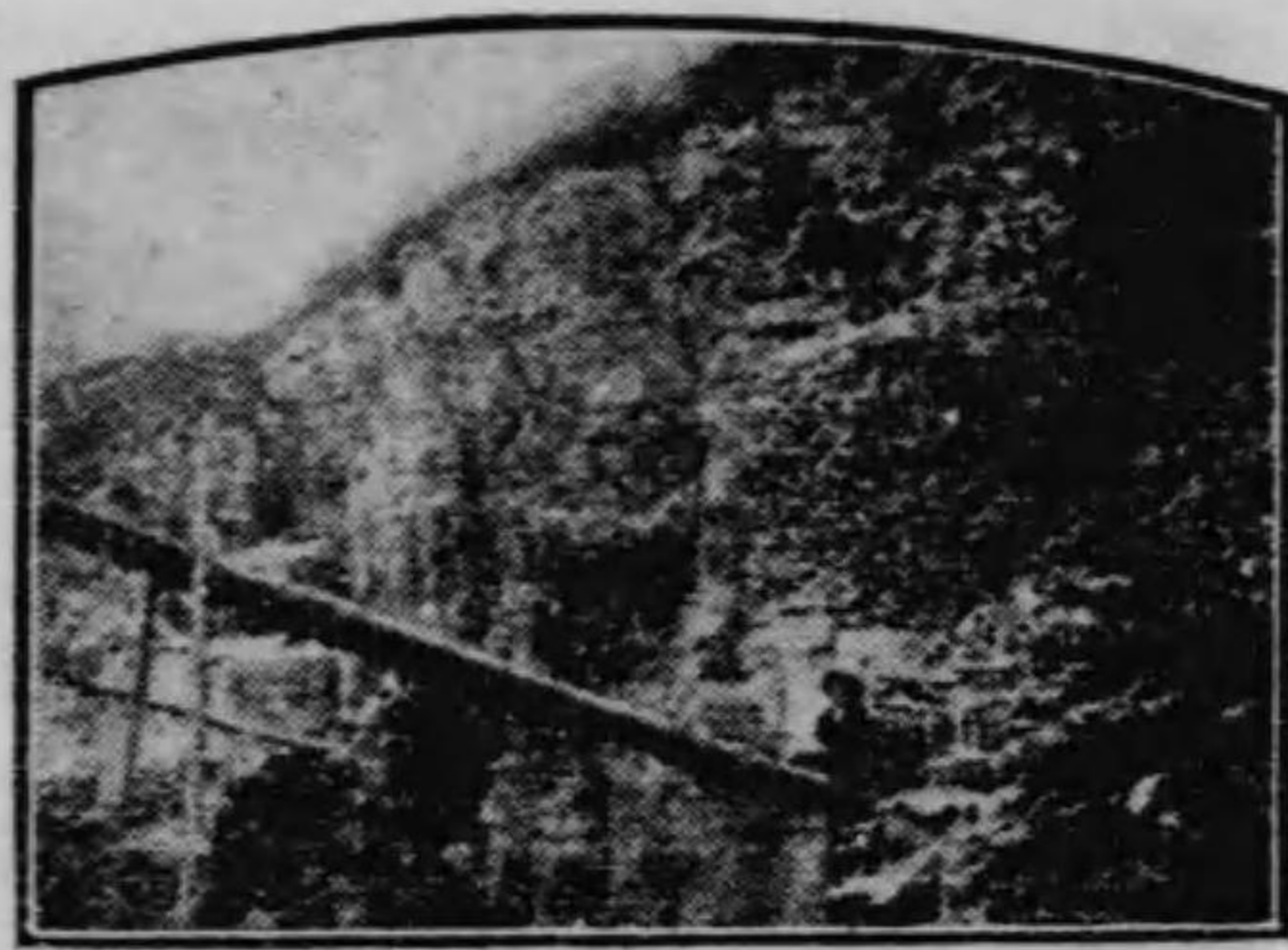
滋賀縣 三 福岡縣 一 茨城縣 三
 德島縣 一 千葉縣 一 静岡縣 一
 兵庫縣 四 鳥取縣 一 岐阜縣 一
 右の外他郡市に於て經營する製絲工場は大正五年五月調の外最近のもの
 きに付參考の爲め左に掲ぐ

工場數	釜數	工女數	工男數	原料高	生絲生産高
六	三、二六五	三、三九三	二二八	五六、八三四	五六、四五四

備考 他郡市は松本市一、上伊那郡三、下伊那郡一、小縣郡一、なり

□平石の沿革

鐵平石は本郡特有物産の一にして今を去る數十年前以前四賀村字上桑原部落の農民敷石又は濕地の置石として採掘せしを嚆矢とす降て明治九年の



(石 平)

頃上諏訪町小林龜吉なる者本品の使用方法を研究し屋根板に代用して家屋の屋根に之を使用するを發明し得たるに依り明治十六年中自家に之を試みたるに成績頗る佳良經濟上亦大に有益事業たるを認め之を一般に普及するに至り大に其需用を増加せしめたるより爾來益々斯業の發展を見るに至り上諏訪町の内字岡村、柿町、角間新田、湯の脇、小和田及四賀村の内上桑原部落の農民は副業として之に従事し目下の統計に徴するに産額一ケ年約五万圓に及ぶ

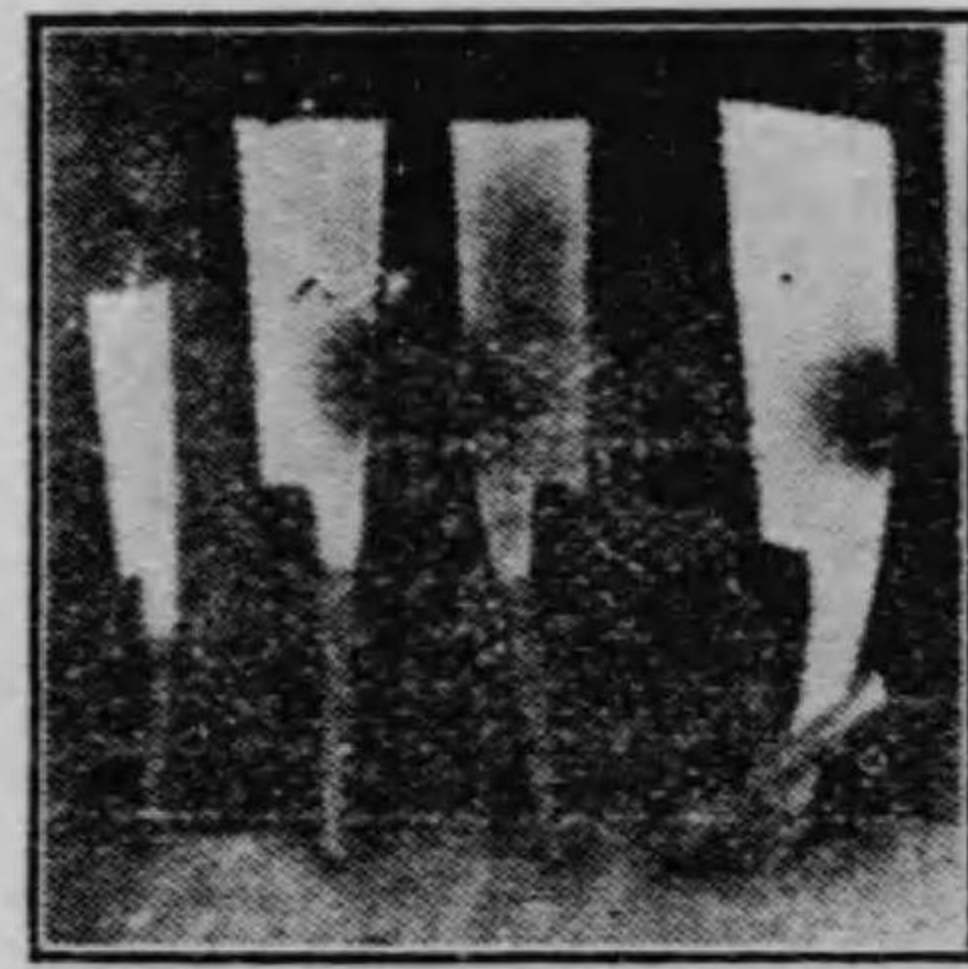
産地は和田嶺の一支脈にして上諏訪町東北及四賀村の北部に連る一帯の山より産出す是等の岩石は水平面に從ひて分離剝裂すべき割目を持ちた

る輝石安山岩にして是より北に當れる鷲ヶ峯と稱する火山より噴出して成れるものならんと云ふ而して水平に剝離する性は其生成の際に凝結の中心點が平面をなし所々に生したる爲めならんと最初は何れも岩石の露出せる其割目箇所へ鐵矢と稱する楔を打ち込み之れを剝離せしも就業者の増加に伴ひ現今は各所に坑を設けて之を採掘するに至れり而して其販路の概要を擧ぐれば郡内は勿論各地に普及し尙明治四十一年の頃よりは電燈會社其他の土工材料に歡迎せられ東京方面へ移出するに至れり

□鋸業の沿革

本邦の鋸業は文政の初年江戸の人藤井甚九郎（京橋區の人中屋彦兵と云ふものかみすはまら いじう）なる者上諏訪町に移住して製造を創始したるを嚆矢とす嘉永年間其子甚九郎

の時に至り弟子十有餘名業に就く郡内各所に斯業を開きて明治初年の頃よりは事業も大に發展し盛に其販路を擴張するに至り縣内の各郡市は勿論近縣其他奥羽地方北海道地方に普及するに至り明治十三四年の頃にあ



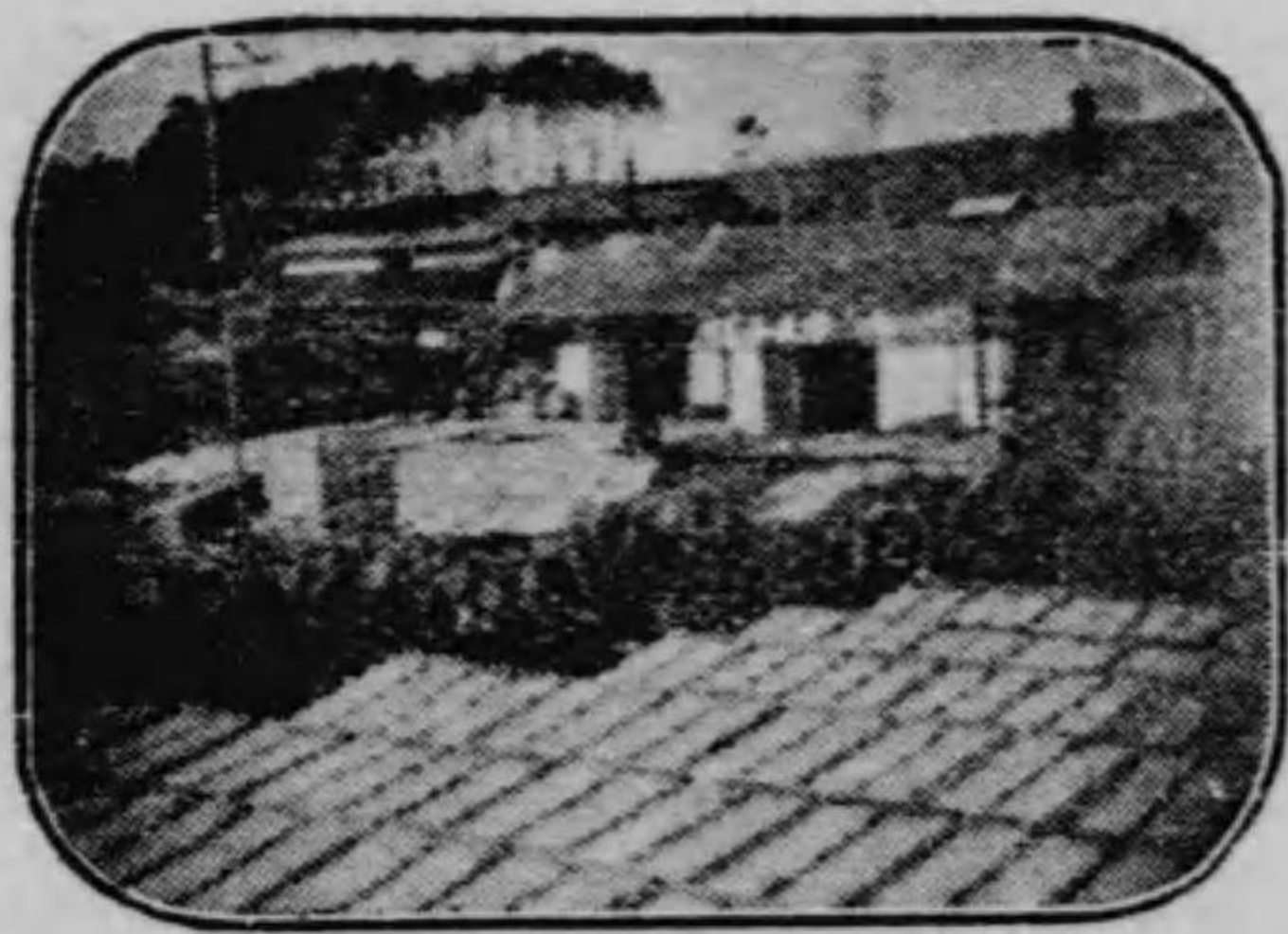
りては製造戸數三百五十職工數約千人を算し盛に製産販出の好況を呈すると共に聲價も相應に高まりしが明治十五六年の頃より其原料に洋鋼を使用せし結果として頗る品位を下し大に販路を失したるの悲境に陥れり明治十九年の頃先進者斯業の現象を深く憂慮する處ありて苦心計畫勸誘指導漸次其製品の改良を促すを得て稍名聲を回復し長足の進歩により再び製品を輸出するに至り産額も亦逐年増加を告ぐ明治四十年有志者相議り斯業の進歩を共同力に俟つの

有利なるを認め諏訪鋸組合(私立)なるものを組織し機關を設け以て目下大に其發展に努めつゝあり

産地は玉川村の内穴山、山田を主産地として北久保、菊澤、子の神、田道亦之に亞き其他原村、富士見村、泉野村、宮川村、永明村、上諏訪町豊平村の各町村より産出す

今明治三十四年より五ケ年目毎の生産額を擧ぐれば左の如し

年次	數量	價額
明治三十四年	二四、七二〇枚	一八、五三八円
明治三十九年	五六、七七二	三七、三五七
明治四十四年	四二、七五一	三〇、五七二
大正五年	三七、二五八	三九、七七二



(太 心 寒)

□寒 心 太 業 の 沿 革

本郡に於ける寒心太業は弘化年中玉川村穴山小林糸左衛門なる者其製造を開始せしを起源とす後ち宮川村坂室區今井芳太郎中河原區濱富藏の二

人糸左衛門より傳習を受けて嘉永四年十一月より製造せり然るに製法充分ならざるを遺憾とし京都、伏見、丹波等の先進地を視察して其製造方法を探究し大に改良を加へたり然れ共其後凡る十年間は世人多く丹波製を愛用し諏訪産を擯けられたる傾向ありしも製法改良其他の進歩に

依り需用者漸次諏訪製の佳良なることを知るに至り進んで外國貿易品とし内外共に大に販路擴張し今や其品質價額優に丹波産を凌駕するに至れ

り明治廿六年同業者百有餘名の多きに達し熱心熟議の結果斯業發展の方
 法を講究すると共に之れを共同力に俟つの有利なるを認め信濃寒心太
 訪同業組合なるものを組織し組合員に原料の供給製品販賣の利便を與ふ
 る等其他の各種獎勵方法を講じ逐年産額増加の趨勢を告げ明治三十五年
 漁業法發布と共に信濃寒心太諏訪水産組合と改稱し益其組織を鞏固に
 すると共に爾來普通角寒心太と其販路を異にせる歐州向輸出細寒心太の
 製造を獎勵して組合は其販賣の任に當り一手輸出を行ふ等内外共に其措
 置宜しきを得て聲價を高むるに至り産額も亦逐年増加を告げ現在に於て
 の組合員は百七十餘人にして其品質も大に改善せられ内外各國の博覽會
 共進會に出陳して受賞せられたるもの多し則ち本品は本邦に於ける重
 要物産の一にして輸出先は歐米諸國南清及香港英領印度其他へ搬出する

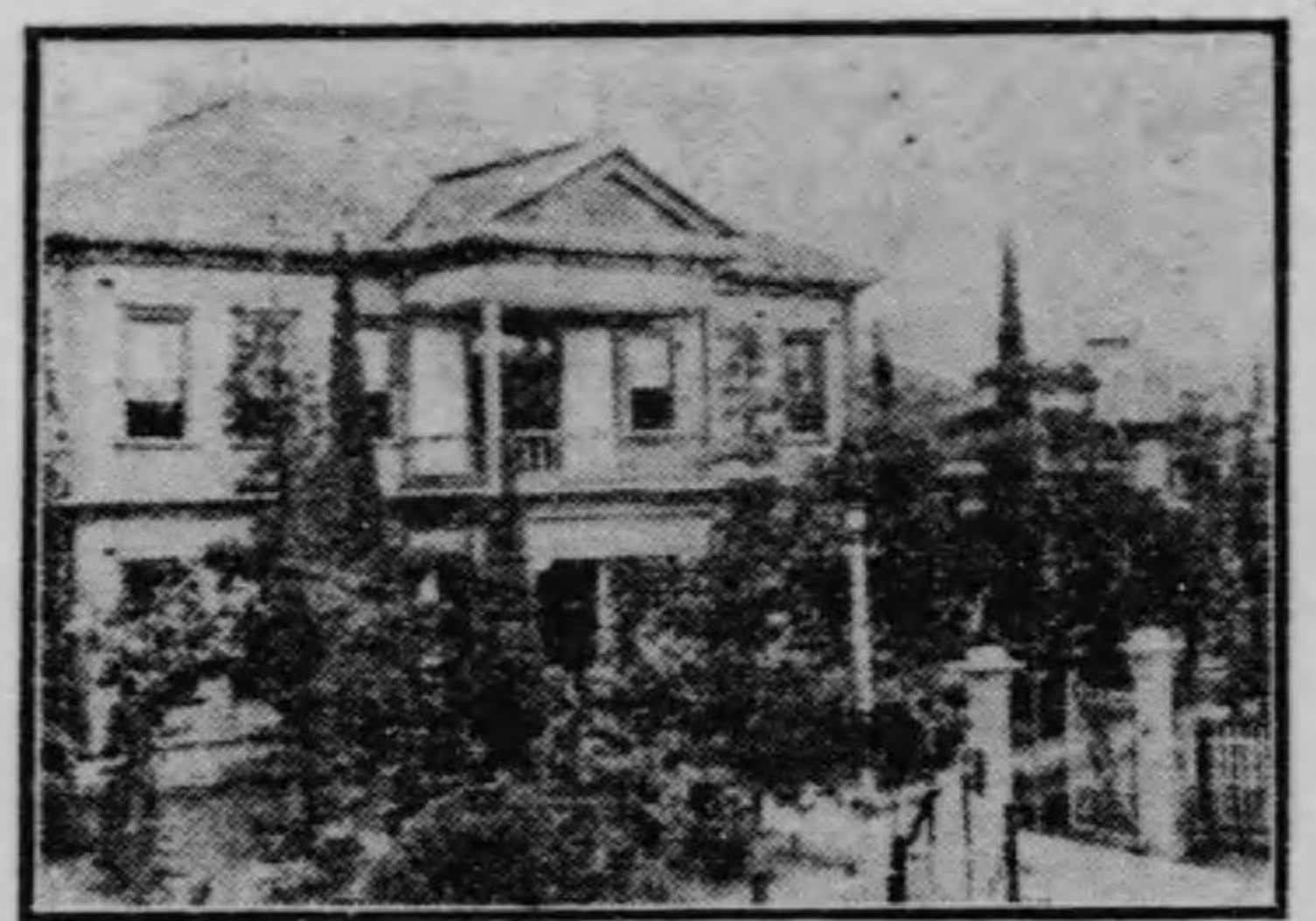
と雖とも是等は横濱商店との特約に依り總ての委託販賣とす又内地向き
 にありては美濃尾張以東の各府縣は何れも一般需要地にして料理材料菓
 子材料機染業用糊清酒濁取其他夏日の食用に供す
 而して生産額の七八分は宮川村に於て産出し其他四賀、永明、豊田、金
 澤、富士見、落合、米澤、北山、中洲、川岸の各村より之を産出す
 今明治廿年以降五年毎に其産額を擧ぐれば左の如し

年次	數	量	價	額
明治廿年		一九、八七四斤		一二、九九二
同廿五年		一五、二五六		一一、九二五
同三十年		二一九、二〇六		一二九、二二〇
同三十五年		二七四、一八一		二〇六、四二〇

同 四十年	三四七、二八五	二六三、四七〇
大 正 元年	六七二、五一三	五七九、七四六
同 五 年	六五六、三三七	五七一、二三二

郡立高島病院の沿革

明治十三年四月廿三日日本郡各町村惣代及戸長一同連署を以て公立高嶋病院設立に關し時の縣令に出願し同月三十日許可を得爾來郡内各町村聯合會各町村組合等の管理經營に移り明治廿四年郡制實施と共に郡の事業に歸せり本病院は當初上諏訪町の民屋を借用したるも明治廿八年十月臨時郡會に於て其新築を議決し地を現今所在地たる上諏訪町字小和田湯小路に相し越て廿九年五月十四日落成移轉せり而して更に明治三十四年度同三十五年度に亘り本館並病室の新增築をなし又明治三十九年上等



高島病院

病室の増築を了へ明治四十二年和風病室の増築をあし更に大正三年度に於ては病室を増築し外科手術室を新築し現在六十七の病室を有するに至り尙漸次病室狹隘の爲め増築の必要に迫るこ
と又諸般の設備時勢の進運に隨伴するの必要を認め之れが擴張の準備として敷地貳百八十九坪を大正六年度に於て購入せり次にエツキス光線放射器設備の必要に迫られ是亦大正六年度に於て米國より之を購入据付けたり
本院の外別に平野村、豊平村、落合村、金澤村、下諏訪町、原村、宮川村、豊田村、川岸村に分院を置き治く公衆の便宜を圖りつゝあり

點	外 用 藥	頓	丸	散	水
		服藥	藥	藥	藥
眼	一劑(八グラム)	一	一	一	一
		回	日	日	日
		分	分	分	分
		金 八 錢 (拾歲以下 は金六錢)	金 拾 錢 (拾歲以下 は金八錢)		

△藥價入院料其他
内服藥價

計	川岸分院	原分院	宮川分院	豊田分院	下諏訪分院	平野分院	金澤分院	豊平分院	落合分院	本院	類別
助手										助手	醫員
二〇	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	三〇
一										一	藥劑師
一三	一	一	一	一	一	二	一	一	一	三	調劑手
一五						二				一三	看護婦
一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	書記
六三	三	三	三	三	三	七	三	三	三	三二	計

△職員

座藥	洗腸料	注射料	吸入藥及蒸氣霏散藥	膏藥	散布藥	合嗽罷法藥	洗滌藥	點耳塗布藥
一	一	一	一劑 (三百グラム)	一劑 (十グラム以下)	一劑 (半グラム以下)	一劑 (三百グラム)	一劑 (三十グラム以上)	一劑 (二十グラム以上)
個	回	回	金 六 錢		金 拾 錢			
金 五 錢	金 拾 貳 錢	金 拾 貳 錢 以上 金 拾 五 圓 以下						

特等	一等	二等	三等
一	一	一	一
日	日	日	日
金 貳 圓	金 壹 圓 六 拾 錢	金 壹 圓 參 拾 錢	金 壹 圓 拾 錢

入院料
普通病室

一、郡内町村に於て施行する『トラホーム』
 患者に對しては本表薬價を半減す
 検査の結果に依り治療する

外科仕拂	一	拂	金 六 錢
------	---	---	-------

四	等	一	日	金	八	拾	錢
---	---	---	---	---	---	---	---

一、四等を除く外各室二人以上を容るゝ場合に於ては特に次等の料金を徴収す

傳染病觀察室

甲	一	日	金	壹	圓	七	拾	錢
乙	一	日	金	壹	圓	貳	拾	錢

附添看護人賄料

甲	一	賄	金	拾	貳	錢
乙	一	飯	金	六	錢	

往診料

郡内往診料			郡外往診料		
院長副院長	醫學士たる醫員	その他の醫員	院長副院長	醫學士たる醫員	その他の醫員
一回一人	一回一人	一回一人	陸路一里毎に 金 參 圓	陸路一里毎に 金 貳 圓	陸路一里毎に 金 壹 圓
金 參 圓	金 壹 圓	金 五 拾 錢	外に車馬賃一里金貳拾五錢 鐵道賃一哩金 五 錢	外に車馬賃一里金貳拾五錢 鐵道賃一哩金 五 錢	外に車馬賃一里金貳拾五錢 鐵道賃一哩金 四 錢
病院以外 の醫師と 立會した る場合に 限る			但し汽車路は八哩を以て陸路一里に換算す里數及哩數に端數を生ずるときは切上とす		
院長副院長			往診したる患家に於て診察するもの		
郡内一人毎に 金 五 拾 錢			郡外一人毎に 金 貳 圓		

序往診料		醫學士たる醫員	
往診したる患者以外に於て診察するもの	往診したる患者に於て診察するもの	郡内一人毎に 金貳圓	郡外一人毎に 金參圓
往診したる患者以外に於て診察するもの	往診したる患者以外に於て診察するもの	郡外一人毎に 金壹圓	郡外一人毎に 金貳圓

其他料金

療養品料	營養品料	手術料 <small>(手術に伴ふ療養品料を除く)</small>	附添看護婦料 <small>(入院者にして特に請求するものに限る)</small>	蒲團料
相當代價		一回金拾錢以上金五拾圓以下	甲金七拾錢 乙金六拾錢	一枚一夜金四錢

普通診察書料	鑑定料	エツキス光線治療料	同診察料	檢案書料	檢査書料	處方箋料	分折料	顯微鏡的及化學的檢査料
金貳拾錢以上金七圓以下			金壹圓以上金五圓以下			金貳拾錢以上金五圓以下		

電 氣 治 療 料

金五錢以上金參拾錢以下

一、郡内町村に於て執行する『トラホーム』けんしん 検診の結果に依り治療するくわんじや 患者に對しては本表の手術料を半減す

△患者數

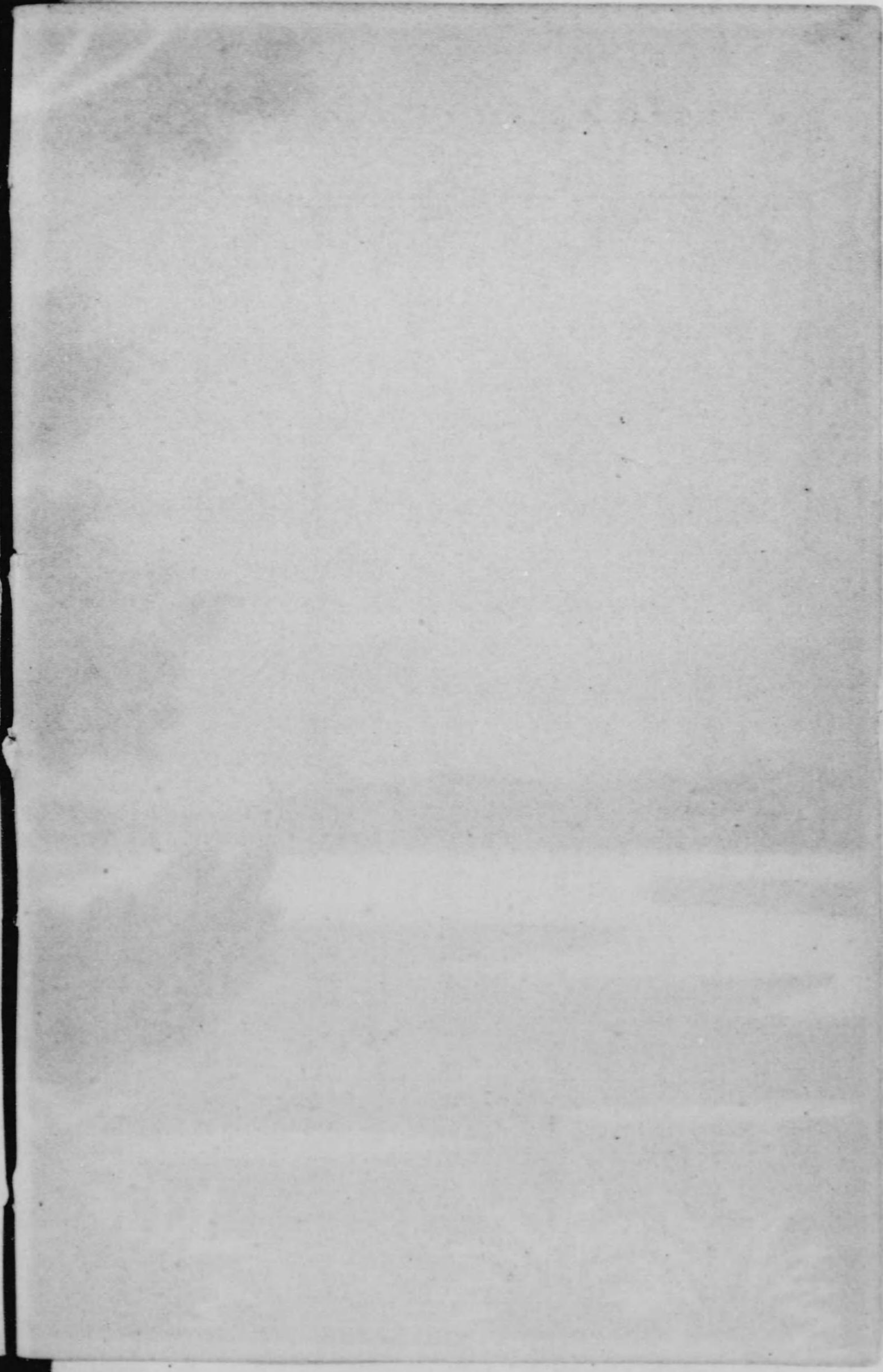
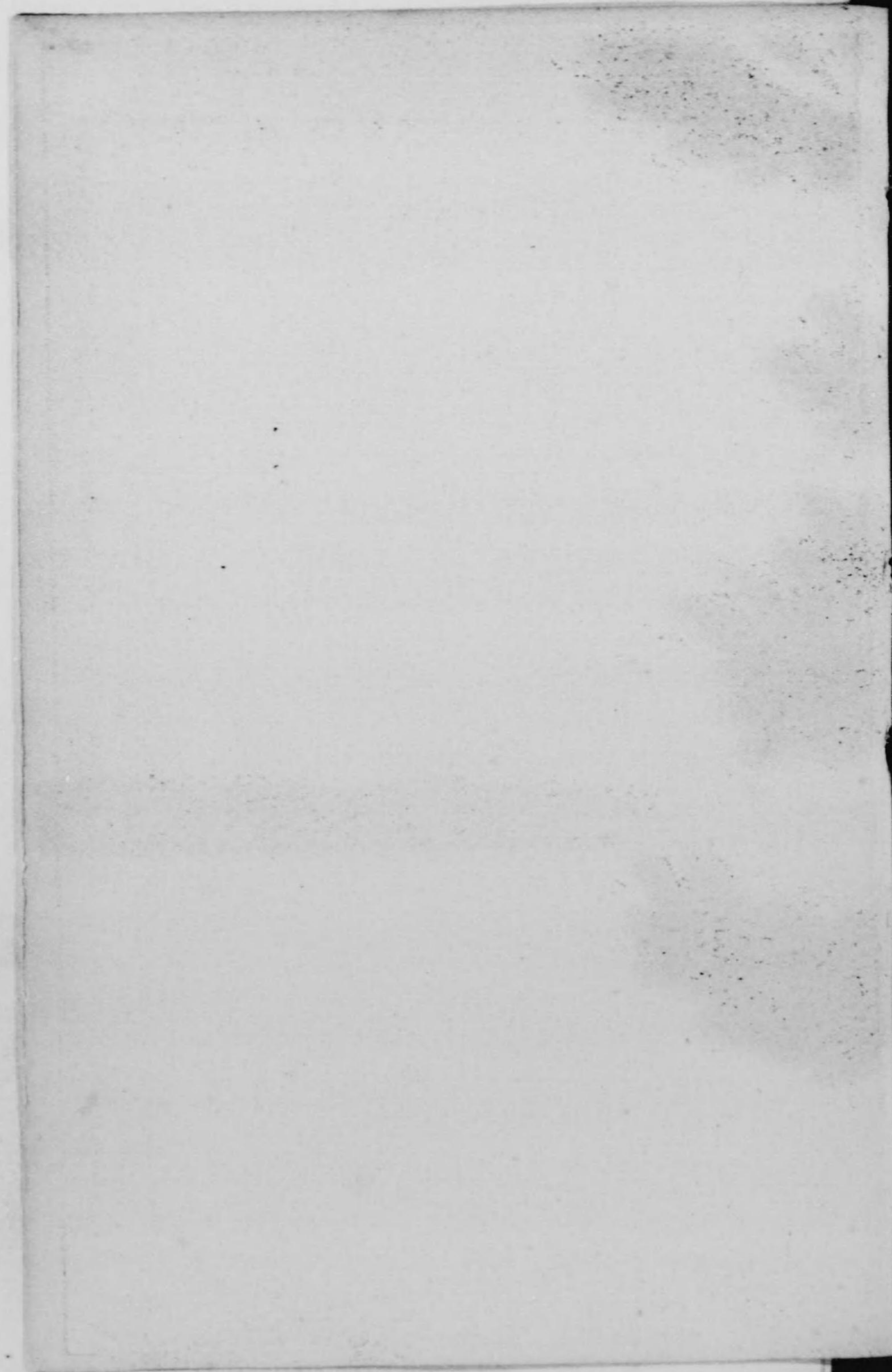
(大正五年)

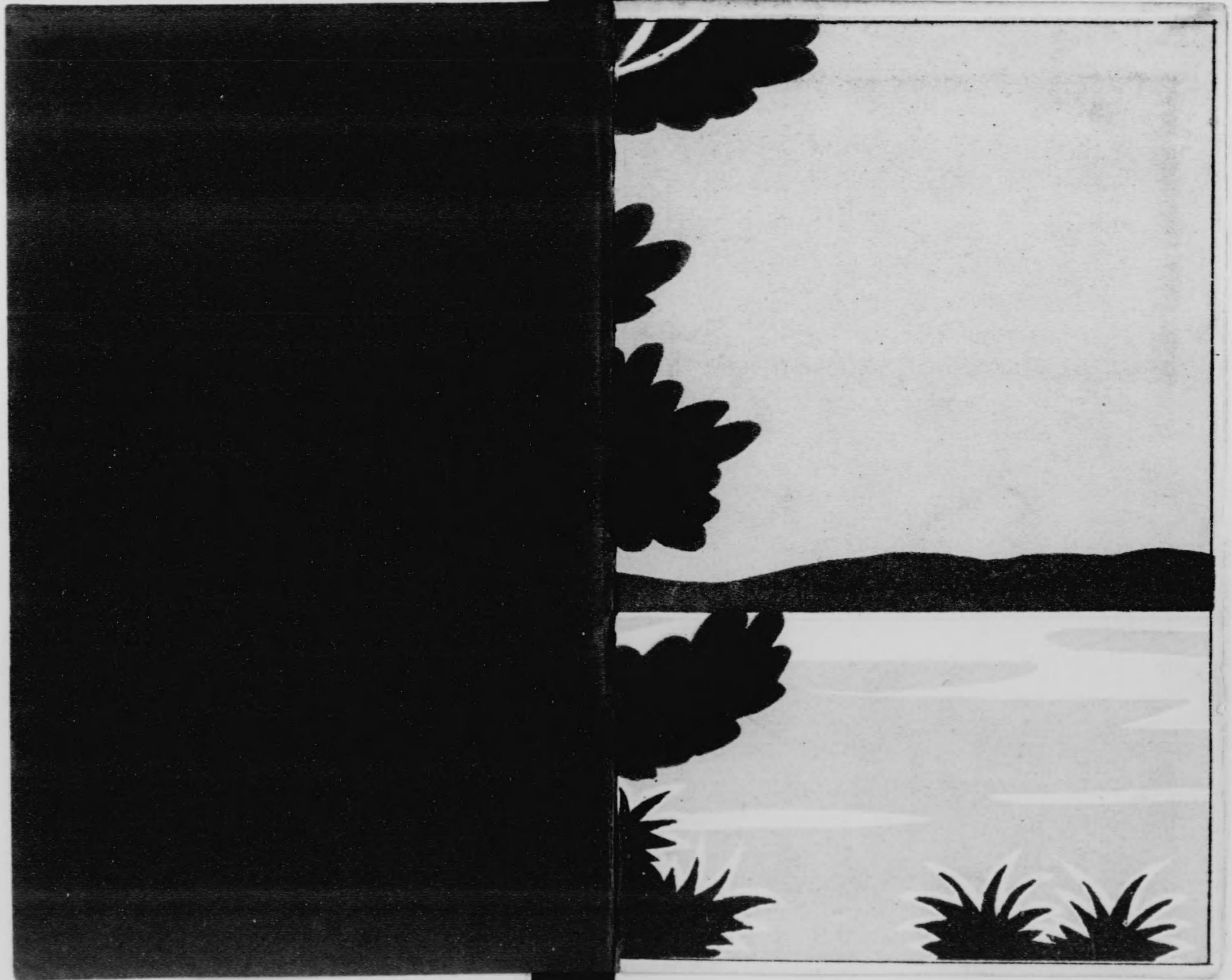
區 別	入院患者數		同上延人員	外來患者數	同上延人員
	前年より越	本年入			
本院	二〇	九〇五	一八、五五九	一一、三三九	八八、三九三
落合分院	—	—	—	二、五〇一	一一、五二八
豊平分院	—	—	—	六六二	三、五三五
金澤分院	—	—	—	一、三六八	九、五八四
平野分院	—	—	—	六、七二九	三二、六五六
下諏訪分院	—	—	—	二、五九二	一三、五六一

豊田分院	—	—	—	—	二、四五二	一一、九二二
宮川分院	—	—	—	—	二、八七七	一六、二六八
原分院	—	—	—	—	一、五四四	四、六三六
計	六七	二〇	九〇五	一八、五五九	三二、〇六三	一九二、〇七三

備考 川岸分院は大正六年四月より開始したるを以て本表に掲げず

(終)





364
309

終